

自宅売却(リースバック契約)の 強引な勧誘にご注意!!



- 1 迷惑な勧誘はきっぱりと断り、今後勧誘しないよう伝える
- 2 自宅を不動産業者に売却した場合クーリング・オフはできません
- 3 売却後も住み続けたい場合は家賃を支払い続けられるか確認

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につな
がります。

い や や!
TEL 188

皆さんからの
相談情報が
同様の被害防止に
つながります。

今月の標語

家売って
住む場所なくすは
悲劇です

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(市外局番なし)188番にお電話ください。